

受託工事申請者施工工事仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、受託工事承認書において承認した、申請者が施工する上水道管及び工業用水道管の受託移設工事等に適用する。

2 施工業者

申請者は、当局の工事承認後、請書及び誓約書を提出しなければならない。また、大阪市入札参加資格を有する業者のうちから施工業者を選定し、施工業者届出書により、当局へ届出なければならない。なお、配水管工事に伴い接合替工事を施工する場合は、本市の指定する給水装置工事事業者に属する穿孔資格者に施工させること。

3 施工区分

下表の施工区分のとおりとする。

施工区分	水道局施工	申請者施工
工 種	(ア) 断水作業 (イ) 洗淨排水作業 (ウ) 水質試験	(エ) 土木工事 (オ) 管布設工（据付、継手作業） (カ) 弁室等築造工 (キ) 管保護工 (ク) 管連絡工 (ケ) 接合替工事 (コ) 管撤去工事 （管切断、吊上げ、継手離脱） (サ) 運搬工 (シ) 道路一次本復旧（仮復旧） (ス) 道路二次本復旧

当局の施工区分作業に要する諸設備（保安設備等）及び労力は、当局職員の指示に従い、申請者が提供しなければならない。

4 工事

- (1) 工事は、本仕様書及びに当局「土木工事共通仕様書（大阪市水道局）」に基づき施工しなければならない。なお、提出図書類は提出書類一覧表のとおりとする。
- (2) 道路占用及び道路使用等の許可申請は当局にて行うが、私道等の許可取得及び工事に係る第三者との交渉は申請者が行わなければならない。
- (3) 工事の施工時期、施工方法について当局職員と協議したうえで着手しなければならない。

い。特に、断水作業を行う場合は、給水装置使用者及び建物管理者との調整が必要となるため、工程条件等を事前に確認し、余裕をもった工程とすること。

5 材料

- (1) 工事に使用する材料は、原則として申請者が調達しなければならない。
- (2) 配管材料は、「大阪市水道局請負者調達用配管材料仕様書」に基づき、調達しなければならない。
- (3) 申請者が調達した材料は、当局職員の承認を受けた後に使用しなければならない。
- (4) 撤去した材料等は、申請者において処分すること。

6 路面復旧

- (1) 道路掘削跡の一次本復旧（仮復旧）後の維持管理は、申請者において行うものとする。なお、その期間は、二次本復旧または申請者への引継完了までとする。
- (2) 二次本復旧は、道路管理者の指示に従い申請者において施工しなければならない。
- (3) 二次本復旧完了後は、工事完成届及び工事記録写真帳を速やかに提出すること。

7 施工中の提出書類

- (1) 申請者は、作業を行った日の翌日に申請者施工工事作業報告書を提出しなければならない。
- (2) 申請者は、各月最終日から3日以内に工事月報及び工事記録写真を提出しなければならない。また、作業を行った日数分の申請者施工工事作業報告書を添付すること。
- (3) 工事月報は工事承認日から工事完了日まで間、作業を行っていない月であっても、毎月提出すること。

8 完成時の提出書類

- (1) 工事完了後は、工事完成（一部完成）届及び、提出書類一覧表に定める書類を、工事完了後30日以内に提出しなければならない。
- (2) 完成図等の作成基準及び作成要領等については「土木工事共通仕様書（大阪市水道局）」の完成図に準じる。

9 工事の中止

工事承認後に工事が中止となった場合は、工事完成（一部完成）届に中止理由を記入し提出すること。

また、工事を中止したときまでに要した費用及び原状回復に要する費用を申請者において負担すること。

10 かしの担保責任

- (1) 工事の目的物にかしがあるときは、申請者は引渡しの日から2年間工事目的物のかしを

補償し、またはそのかしによって生じた損失もしくは、き損に対して賠償しなければならない。ただし、そのかしが申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、賠償しなければならない期間は10年とする。

(2) 前項の規程にかかわらず、導送配水管設備工事については、前項の期間経過後といえども、通水後1年間はかし担保責任を負うものとする。

1.1 特記事項

本仕様書と別に、当局職員から特記仕様書が発行された場合、本仕様書と合わせて特記仕様書の内容等についても十分理解し、施工上、支障のないようにしなければならない。

1.2 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、別途、当局職員と協議するものとする。

申請者：本市及び受注者

当 局：大阪市水道局

(大阪市建設局追記による)